

職員退職手当規程

(総則)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する退職手当は、次の各号の退職金および弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

- (1) 退職金は、職員が退職し又は死亡したときに本人又は遺族に支給する。
- (2) 弔慰金は、職員が死亡したときに遺族に支給する。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職金の基本額に、第8条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合等による退職金基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職金の基本額は、職員が退職し又は死亡した日（以下「退職日」という。）における俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分し、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の97を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職金の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職金基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則に定める定年の規定により退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定める者に対する退職金の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額

の合計額に100分の97を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（職務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職金基本額）

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、職務上の傷病若しくは死亡により退職した者25年以上勤続し、就業規則に定める定年の規定により退職した者又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に100分の97を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 前条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から別に定める一定の期間前までに退職した者であって、勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢が別に定める年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、「退職日俸給月額」は、「退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を超えない範囲で別に定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

（退職金の基本額の最高限度額）

第7条 第3条から第6条までの規定により計算した退職金の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の基本額とする。

（退職金の調整額）

第8条 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間（職員としての引き続いた期間）の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則（平成18年規程第13号。以下「就業規則」という。）第8条第1項各号の規定に規定する休職（職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、第45条第4号の停職その他これらに準ずる事由

により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は当該各月の調整月額）を合計した額とする。

区分	「給与規程」別表1及び2における該当級	金額
第一号区分	別表2の第9号から第22号までの俸給月額を受けていた者	78,750円
第二号区分	別表1の職務の級が10級であった者	70,400円
第三号区分	別表1の職務の級が9級であった者	65,000円
第四号区分	別表1の職務の級が8級であった者	59,550円
第五号区分	別表1の職務の級が7級であった者	54,150円
第六号区分	別表1の職務の級が6級であった者	43,350円
第七号区分	別表1の職務の級が5級であった者	32,500円
第八号区分	別表1の職務の級が4級であった者	27,100円
第九号区分	別表1の職務の級が3級であった者	21,700円
第十号区分	第一号から第九号までのいずれの区分にも属しない者	0円

2 退職した者でその勤続期間が4年以下の者及び第4条2項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下の者に対する退職金の調整額は第1項の規定にかかわらず同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

3 退職した者で、同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、当該月において当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとし、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職金の額に係る特例）

第9条 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職金の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条、第5条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは職員給与規程（平成18年規程第4号）に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第10条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間

による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうち就業規則第8条第1項各号の規定による休職（職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）又は就業規則第45条第4号の停職の期間があるときは、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 3 職員の育児介護休業規程（平成18年規程第14号）による育児休業期間があるときは、その月数の2分の1に相当する期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する期間。1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職金の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
（国家公務員等の在職期間の特例）

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。）、又は国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職金の支給制限)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、退職金を支給しない。

- (1) 在職6月未満の退職又は死亡
- (2) 懲戒による解雇
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職

2 退職後在職中の職務に関し、懲戒により解雇される事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

3 退職金のうち、第8条の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 退職金の基本額が零である者並びに傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者(第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの

(遺族の範囲および順位)

第15条 第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で前号に該当しないもの

2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職金の取扱い)

第17条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは退職金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第3条から第9条までの規定により計算して得た額を退職金として支給する。

(退職金の返納等の取扱い)

第18条 退職金の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第12条第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第19条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センターの他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成19年規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成22年規程第37号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成25年規程第16号)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 第3条から第5条中「100分の97」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の99」とする。

附 則(日本司法支援センター平成27年規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。